

保国発 1022 第 1 号
平成 30 年 10 月 22 日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長 殿

厚生労働省保険局国民健康保険課長
（公印省略）

平成 31 年度の国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率の算定
に用いる係数について（通知）

各都道府県において、平成 31 年度の国民健康保険特別会計予算を推計し、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 75 条の 7 に規定する国民健康保険事業費納付金（以下「納付金」という。）及び同法第 82 条の 3 に規定する標準保険料率の算定を行うに当たり、算定に用いる係数（以下「仮係数」という。）を別添のとおりお示しする。

各都道府県においては、下記のとおり納付金及び標準保険料率の算定に万全を期していただくようお願いする。

記

1. 納付金及び標準保険料率の算定について

都道府県は、以下①～④に示す「国が示すべき係数」及び「平成 31 年度の国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率の算定に用いる係数種別等について（平成 30 年 9 月 21 日付保国発 0921 第 3 号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知）」において示した基準の考え方等に基づき都道府県及び市町村が作成する係数等を用いて、⑤の推計表等を活用し、納付金及び（1）～（3）の標準保険料率等を算定し、その結果を国に報告すること。

ただし、今回お示しする仮係数については、不確定要素を含む予算編成上の参考値であり、本年末には例年どおり諸係数（確定係数）をお示しし、本年度末には厚生労働大臣告示が示されることに留意すること。

- ① 国が示すべき係数、共通係数等（共通係数）（別紙1）
- ② 国が示すべき係数（個別係数・都道府県分）（別紙2）
- ③ 国が示すべき係数（個別係数・市町村分）（別紙3-1～3-2）
 - ・別紙3-1 平成31年度 特別調整交付金交付見込額（市町村分）
 - ・別紙3-2 平成31年度 保険者努力支援制度交付見込額（市町村分）
- ④ 特別調整交付金（20歳未満の被保険者）算定内訳表（別紙4）
- ⑤ 推計表（別紙5）

（1）都道府県標準保険料率について

- ① 都道府県標準保険料率は、所得割・均等割の2方式で算定する。
- ② $\alpha = 1$ のケースを算定することとし、 β は所得係数を用いる。
- ③ 調整後の標準保険料率の算定に必要な保険料総額を算出する場合の標準的な収納率は、市町村規模別等に応じたものとする。

（2）市町村標準保険料率について

市町村標準保険料率は、都道府県が定めた都道府県統一の算定条件に基づき算定する。

（3）市町村の算定基準に基づく保険料率について

市町村の算定基準に基づく保険料率は、各市町村の算定基準をもとに算定する。これは、（2）で算定された市町村標準保険料率を市町村の算定基準に基づく保険料率に換算するものであるが、都道府県がより実態に近い保険料水準の目安を市町村に示すため、被保険者一人当たり平成30年度と同額又は赤字削減・解消計画に基づく法定外繰入を行うもの等と仮定して、算定することも可能とする。その際、実際に見込まれる収納率が標準的な収納率と異なる市町村においては、収納率を調整して保険料率を算定することも可能とする。

2. 算定結果の報告について

各都道府県は納付金及び標準保険料率の算定結果について帳票を作成し、平成30年11月16日までにメールで送付することにより、国に報告すること。なお、報告いただいた帳票については11月下旬から行う、個別ヒアリングにおいて使用する。（ヒアリング日程については別途連絡予定。）

提出する帳票については、別紙6「提出帳票一覧」のとおり。

3. 仮係数に基づく算定結果の公表について

昨年度の施行準備段階と異なり、今年度は仮係数に基づく算定結果が公表されることは想定していないが、都道府県及び市町村それぞれの判断において公表することはあり得るものと考えている。

仮に算定結果を公表する場合には、都道府県が国に提出する帳票を活用するほか、必要な情報を適宜用いて、都道府県独自の様式により公表する場合には、事前に公表予定資料を国に提供すること。

また、算定結果を公表する場合には、係数の確定により算定結果が変わり得ることを注意喚起しつつ、一人当たり保険料額等の伸び率は必ず単年度の伸び率を用いるとともに、保険料の増減については、改革の影響によるものと、改革以外の影響（自然増及び法定外一般会計繰入等の削減）によるものが区別できるように留意すること。特に改革の影響による場合は、具体的な要因を説明できるようにすること。

なお、都道府県及び市町村が公表した算定結果の内容は、国も同じ内容を公表する可能性があることを申し添える。

連絡先：厚生労働省保険局国民健康保険課 島添、山谷、菅原
電 話：03（3595）2565（直通）
メール：kokuho@mhlw.go.jp